

第3号議案 高校生善行表彰要項の一部改正について

1 提案理由

文言の修正、10月以降の選考委員会の開催の必要性

2 改正内容

新	旧
<p>1 目的 静岡県公立高等学校PTA連合会（以下、本会という）では、高校生の健全育成推進事業の一環として、個人・団体における善行を表彰する。また、その功績を紹介するとともに、高校生の善行に対する意識高揚を図る機会とする。</p> <p>2 表彰の対象（推薦条件） 本会の目的に準じて、次の項目に顕著な実績のあった個人・団体を対象とする。</p> <p>(1) 奉仕活動 ア 社会福祉施設等への慰問や奉仕活動 イ 地域社会の環境美化活動 ウ 募金活動 エ 公衆道徳の向上のための活動 なお、個人では原則2年以上、団体では5年以上の継続と顕著な実績のあるものとする。ただし、原則として同じ事由で表彰されているものは表彰対象としないが、団体で一度表彰されたら継続年数を0に戻す。</p> <p>(2) 善行 ア 災害に対する救助・救援活動 イ 犯罪防止や防犯への協力</p> <p>(3) その他 PTA会長及び校長が、特に表彰に値する行為であると認めたもの</p> <p>3 推薦 (1) 推薦書 推薦は該当生徒が在籍する学校のPTA会長及び校長により、様式I（高校生善行表彰推薦書）を提出する。参考資料があれば添付する。</p> <p>(2) 提出期限 依頼文書に記載された提出期限までとする。ただし、2の(2)及び(3)は、提出期限以降も受け付ける。</p> <p>4 選考 (1) 選考は「高校生善行表彰選考委員会」において行う。</p> <p>(2) 選考委員は、本会会長を委員長とし、副会長、校長理事、静岡県教育委員会社会教育課長、事務局長とする。</p> <p>5 表彰 個人、団体に賞状を授与し賞品を贈呈する。表彰は各学校において適宜行う。</p>	<p>1 目的 静岡県公立高等学校PTA連合会（以下、本会という）では、高校生の健全育成推進事業の一環として、個人・団体における善行を表彰する。また、その功績を紹介するとともに、高校生の善行に対する意識高揚を図る機会とする。</p> <p>2 表彰の対象（推薦条件） 本会の目的に準じて、次の項目に顕著な実績のあった個人・団体を対象とする。</p> <p>(1) 奉仕活動 ア 社会福祉施設等への慰問や奉仕活動 イ 地域社会の環境美化活動 ウ 募金活動 エ 公衆道徳の向上のための活動 なお、個人では原則2年以上、団体では5年以上の継続と顕著な実績のあるものとする。ただし、原則として同じ事由で表彰されているものは表彰対象としないが、団体で一度表彰されたら継続年数を0に戻す。</p> <p>(2) 善行 ア 災害に対する救助・救援活動 イ 犯罪防止や防犯への協力</p> <p>(3) その他 PTA会長及び校長が、特に表彰に値する行為であると認めたもの</p> <p>3 推薦 (1) 推薦書 推薦は該当生徒が在籍する学校のPTA会長及び校長により、様式I（高校生善行表彰推薦書）を提出する。参考資料があれば添付する。</p> <p>(2) 提出期限 依頼文書に記載された提出期限までとする。ただし、2の(2)及び(3)は、提出期限以降も受け付けますので事務局へご相談ください。</p> <p>4 選考 (1) 選考は毎年10月に開催する「高校生善行表彰選考委員会」において行う。</p> <p>(2) 選考委員は、県高P連会長(1)、副会長(4)、校長理事(4)、県教委社会教育課長(1)、事務局長(1)とする。</p> <p>5 表彰 個人、団体に賞状・賞品を贈呈する。表彰は各学校において適宜行う。</p>